

用地買収に係る地権者への説明の会

〈開催趣旨〉

国土交通省では、平成21年5月より東京外かく環状道路（関越～東名）の事業に着手しております。

しかしながら、現在でも取り組みをご存じない方がいらっしゃることや、用地補償に係る具体的な説明の要望があること、これまで個別に実施してきた用地測量について、何度も境界立会をお願いしている点等に対し、関係者から改善要望を受けて実施方法を面的な対応へと切り替えさせていただくことから、関係権利者の皆様を対象に「説明の会」を開催します。

〈用地測量の実施方法の改善内容〉

今までの対応

用地買収に係るご希望があった場合、
個別に用地測量を実施。

- ・隣接する方に、何度も境界立会をお願いする状況が生じていました。
- ・用地買収に係る希望者が、隣接する方への境界立会の調整を実施する必要がありました。



今後の対応

用地買収に係る希望者がいる街区全体において、
用地測量をまとめて実施。

- ・隣接する方の境界立会の回数が減少します。
- ・事業者が境界立会を調整するため、用地買収に係る希望者が調整を実施する必要がなくなります。

用地測量の実施方法の改善内容

【今までの対応】

用地買収に係るご希望があった場合、個別に用地測量を実施。

- ・隣接する方に、何度も境界立会いをお願いする状況が生じていました。
- ・用地買収に係る希望者が、隣接する方への境界立会いの調整を実施する必要がありました。

- ① Aさんは用地買収を希望するBさんの境界確定に立ち会う必要があります。 ② Aさんは用地買収を希望するCさんの境界確定に立ち会う必要があります。



- ③ Aさんは用地買収を希望するDさんの境界確定に立ち会う必要があります。 ④ Aさんは用地買収を希望するEさんの境界確定に立ち会う必要があります。



- ⑤ Aさんは用地買収を希望するB、C、D、Eさんの境界を確定するために4回立ち会う必要がありました。

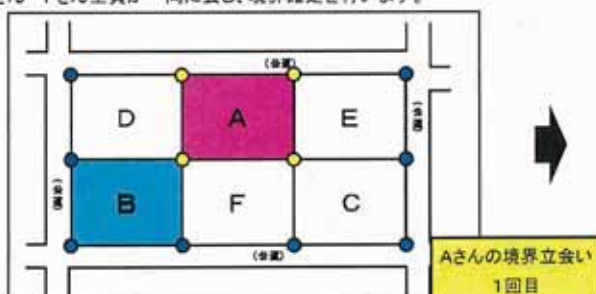


【今後の対応】

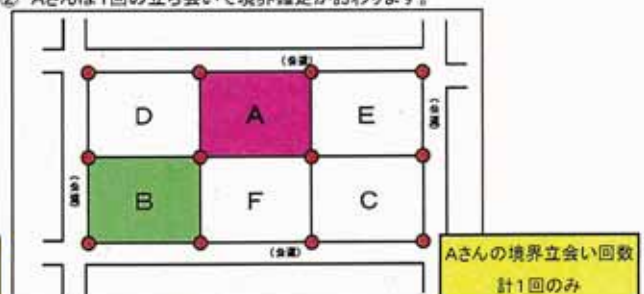
用地買収に係る希望者がいる街区全体において、用地測量をまとめて実施。

- ・隣接する方の境界立会いの回数が減少します。
- ・事業者が境界立会いを調整するため、用地買収に係る希望者が調整を実施する必要がなくなります。

- ① 用地買収を希望するBさんの境界立会いにおいて、街区で実施するため、Aさん～Fさん全員が一同に会し、境界確定を行います。



- ② Aさんは1回の立ち会いで境界確定がおわります。



※街区・・・公道等により区切られた一定の範囲